

後見制度支援預金		
預金の種類	普通預金・無利息型普通預金	
ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方	
期間	期間の定めはありません。	
預入	預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時払い戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ① 出金 … 入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ② 定期送金 … 自動振込等により、指示された間隔（例えば3か月毎）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。	
利息	適用金利	変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用します）
	利払方法	年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計算方法	1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。
税金	・個人のお客さまのお利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優の利用はできません）。	
手数料	口座管理手数料はかかりません。 定期送金における送金は所定の手数料が必要です。解約および出金後の本支店、他行への振込の場合は当金庫所定の振込手数料が必要です。同一店内での振込手数料は無料です。	
付加できる特約事項	家庭裁判所発行の「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手情報	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。 ・本預金は、口座開設店のみ取扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでの利用はできません（窓口での取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。 	
預金保険について	預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）。	